



「家庭教育を実践する日」

News Letter 令和5年6月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組を毎月紹介しています。

ネットトラブルからわが子を守ろう！

どんなネットトラブルがあるの？

ネットトラブルには、「ネット誹謗中傷・名誉棄損」、「ネットいじめ」「ネット詐欺やウイルスによる不当請求」、「個人情報流出」「ネットストーカー」「性被害」「脅迫被害」など、多くあります。

例えば、投稿記事や動画に「いいね！」などの反応やコメントを送ったら、見知らぬ人からメッセージが届き、やりとりするうちに、相手を信用。実際に会うと、そこには凶悪な…。

気づかぬうちにわが子が被害者や加害者になるトラブルが増えています。そして、ネットトラブルは、外部からは見えにくく、気づかれにくいものです。わが子が被害者にも、加害者にもならないためには、家庭の見守りが大切です。

大事なことは、日頃からの親子のコミュニケーション

子どもたちの様子を見守り、「いつもと違う」異変にいち早く気づくことが大切です。異変はわが子が成長するチャンスととらえ、わが子に向き合しましょう。

子 携帯の画面を気にして元気がない。
親 「最近、友達とどんな話題がでる？」

踏み込んだ質問を最初からせず、子どもとの会話をenjoy！

子 投稿動画に夢中…。
親 「面白い動画ある？一緒に見たい！」

どんな動画に興味があるのかcheck！

子 動画や写真をSNSに投稿している。
親 「ネットトラブルも多いんだって。大丈夫か一緒に確認しよう。」

「ダメ」と言うのではなく、安全な使い方を一緒に学ぶchance！

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

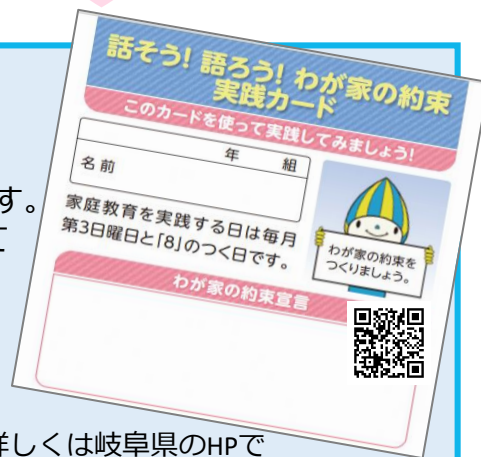
「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組をとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

●運動の取組方法

- 1 家族で話し合っ「わが家の約束」をつくる
- 2 取組実践カードに記録
- 3 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- 4 次の約束を話し合う

詳しくは岐阜県のHPで
岐阜県 家庭教育

検索



●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。6月は8日、18日、28日です。

●家庭教育に関するご相談は
岐阜県 環境生活政策課 生涯学習係
TEL 058-272-8752 (直通)

6月号ニュースレターURL
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/352676.pdf>

QRコード

